令和８年度　第１回　四万十町総合教育会議

日時：令和８年８月１９日（水）午前９時 ～ 午後１２時
場所：四万十町役場本庁　東庁舎２階　町民活動支援室

１　出席者

町長	山脇　光章	
教育長	川上　武史	
教育委員	横山　順一	
	谷口　和史	
	野中　裕子	
	西谷　史	
〔教育委員会事務局〕		
教育委員会	教育次長兼生涯学習課課長	今西　浩一
学校教育課	課長	橋本　剛臣
	副課長	藤原　直美
	教育対策監	浜口　千茶
	係長	都築　桂
	係長	横山　光一
生涯学習課	副課長	高瀬　真也
〔事務局〕		
総務課	課長	佐竹　雅人
	主事	吉岡　夏希

２　傍聴者　　０名

３　日程　　１．開会
２．町長挨拶
３．会議録署名人の指名　（町長・教育長）
４．議題
① 四万十町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について（報告）
② 四万十町内保育所等の運営について（完全給食・3 歳未満の保育料無償化ほか）

③　四万十町窪川地域における教育施設等整備基本構想について

④　義務教育学校、小中一貫教育について

⑤　就学等支援プロジェクトについて

５．その他

議　事　（進行役：総務課長）

総務課長　　それでは、早速ですけれども、議事の方に入っていきたいと思います。議題1「四万十町立学校の教育職員に関する業務量管理及び健康確保措置実施計画（報告）」について、教育委員会事務局の方からご説明をお願いいたします。

教育対策監　　学校教育課の浜口です。それでは、公立学校職員の業務量管理及び健康確保措置実施計画につきまして、本計画の策定に伴い、第8条第3項の規定に基づきまして、総合教育会議の場でご報告申し上げます。

計画の趣旨と現状についてですが、まず趣旨としましては、複雑化する教職員の業務を適正化し、持続可能な教育環境を整えることが目的となっております。国の指針、改正給特法に基づきまして、これまでの町の推進プランを発展させて策定されました。

本町の現状としまして、令和6年度のデータでは、時間外勤務が月45時間を超える割合が、小学校では24パーセント、中学校では44パーセントに達しています。特に、授業準備、調査回答の負担が大きく、ICT活用による時間の創出が必要となっております。

目標としまして、教職員が心身ともに健康で生き生きと子どもに向き合えるよう、以下の目標を掲げています。

勤務時間ですが、月45時間以下の割合を100パーセントにし、年間における1ヶ月の平均時間外在校等時間を30時間程度にする。年間の時間外在校等時間を360時間程度にするとしています。

また、健康・休暇面にしても、有給休暇は年間14日以上を取得し、ストレスチェックでの高ストレス者を0パーセントにすることを目指しています。

計画の期間ですが、令和8年度から令和11年度までの4年間です。年度ごとの計画を作成し、段階的に目標達成を目指します。

実施する業務量管理、健康確保の内容としましては、業務の3分類に基づき、責任体制の明確化を図ります。

まず、学校以外が担うべき業務として抜粋しますと、学校徴収金の管理は、計画期間内に外部へ委譲できるよう進めていきます。見守りや補導対応は、地域や保護者が主体となれるように努めます。教員以外が参画すべき業務としましては、調査・回答をシステム化し、部活動の地域展開を目指しています。負担軽減を促進すべき業務としましては、デジタルでの採点や教員業務支援員を活用して授業準備や事務負担の軽減を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携した支援体制を構築します。

健康確保のルールとしましては、月 80 時間超えの勤務者への医師による面談指導や 11 時間の勤務時間インターバルの確保、月 4 回以上の定時退校日、夏季休業中の閉校日（8 月 5 日～8 月 20 日）を実施します。

次に関連する取り組みや今後のフォローアップについてです。実効性担保としまして、出退勤システム等で状況を把握し、その結果を町のホームページで公表いたします。また、個別支援としましては、改善が見られなかったり、長時間勤務が多々発生したりしている学校には、教育委員会が個別の聞き取りや指導、支援を行います。地域連携の観点としまして、保護者や地域住民に対し業務の 3 分類を周知し、改革への理解と協力を求めていきたいと思います。

以上、計画となります。続きまして、年次計画書についてです。

年次計画は、令和 11 年度までの最終目標を達成するために、年度ごとに作成される具体的なプランとして作成しています。では、令和 8 年度の計画に基づいて具体的に何をするのかというのを説明させていただきます。

段階的に達成する数値目標を設定しています。最終ゴールをいきなり目指すのではなく、1 年ごとのステップアップを図りたいと思います。

小学校におきましては、令和 6 年度の 76 パーセントから令和 8 年度は 80 パーセントへ引き上げ、中学校におきまして

は、令和6年度の56パーセントから令和8年度は70パーセントへの引き上げ、また、1カ月の時間外勤務が100時間を超えるという状況を0パーセントにすることを目指しています。

健康と休暇面に関しましては、月80時間超えの勤務が複数回あった先生への医師の面談指導率を100パーセントにします。また、年次有給休暇の取得を平均14日以上にします。

現場を支える具体的な取り組みとして、令和8年度は以下のことに重点を置いて取り組みたいと思います。

1点目が、定時退校日の決定です。各学校で月4回以上設定し、自主校長会で具体的な曜日を決定します。今年度につきましては、自主校長会で話し合っていただいた結果、原則水曜日となっております。

校務のデジタル化については、GIGAスクール構想下の校務DXリストに基づいて学校の達成状況の向上を目指しており、令和8年度中に50パーセントに達しております。

人的支援の効果検証としましては、配置されている教員業務支援員・特別支援教育支援員、学習支援員等が実際にどれだけ負担軽減に役立っているかをアンケート等で検証いたします。

学校長との面談は、長時間勤務が続く学校の校長と教育委員会が面談し、改善策を直接協議することとします。

年間のスケジュールとしまして、年度を通して計画・実行・評価を繰り返していきたいと考えています。

まず、4月・5月に年次計画を協議し、教育委員会や校長会で共有させていただきました。7月から8月は、実施とチェックで、町内同一テーマでの校内研修を実施します。また、ストレスチェックや産業医による面談も調整をしながら行い、健康状態の確認をします。10月中間の振り返りとしまして、支援員の活用状況の調査や長時間勤務校の校長面談を実施します。1月から3月にかけては、改善と公表でストレスチェックの結果を分析し、1年間の取り組み結果を町のホー

ムページで公表します。この結果が翌年度の計画に反映されます。

このように、年次計画を数値で把握し、対策をして、その結果を公表して翌年度につなげるという仕組みにしていきたいと思っています。年次計画については以上になります。

続きまして、今年度これまでに進めてまいりました、働き方改革の取り組みと現在の勤務状況についてのご報告をいたします。

時間外在校等時間について、4 月の小学校全体の平均は月 43 時間となっていました。45 時間超えは 37 名、80 時間超えは 6 名、100 時間超えは 0 名です。80 時間超えの人数としては、4 月が 6 名、5 月が 2 名、6 月が 2 名、7 月が 0 名となっています。平均時間としましては、4 月が 43 時間、5 月が 41 時間、6 月が 44 時間、7 月が 33 時間で、4 か月の平均は 40 時間となっています。

続きまして、中学校です。中学校では部活を含んだ時間での計算と、部活を含まない時間での計算をしています。

まず、部活を含む時間では、4 月の平均が 44 時間で 80 時間超えが 5 名、そのうち 100 時間超えが 3 名となります。5 月は、平均が 51 時間、80 時間超えが 10 名。6 月は、平均が 44 時間で、80 時間超えが 6 名、100 時間超えが 3 名となっております。7 月は、平均が 37 時間で、80 時間超えが 2 名です。4 か月の平均時間としましては 44 時間、80 時間超えの合計が 23 名、100 時間超えが 12 名となっております。

部活を含まない状態では、4 月の平均時間が 34 時間で、80 時間超えはありませんでした。5 月は平均が 38 時間で、80 時間超えが 2 名となっております。6 月の平均は 33 時間で、80 時間超えはありませんでした。7 月はまだデータがありませんが、以上の結果となっております。

また、参考としまして事務職員用の資料も添えさせていただいておりますが、100 時間超えはありませんでした。

過労死ラインとされる月 80 時間超えの勤務が複数回発生している職員としまして、中学校の部活動を含まない割合でい

きますと、小学校では１名、中学校では１名の該当となっておりました。

教職員のメンタルヘルスと校内での取り組みについてですが、現在実施中のストレスチェックにつきましては、まだ全体の 100 パーセントの回答率とはなっておりませんので、未回答者へ再度声をかけまして、回答を促してまいります。

働き方改革に関する校内研修につきましては、今年度、先生の業務量の上限（キャップ）を設定するためのワークショップを各学校で実施していただいております。

地域や保護者の皆様に向けたご理解、ご協力のお願い、周知文書につきましては、各学校を通じて７月に発信をいたしました。

今後も、適切な労務管理を通じて、教職員が心身ともに健康な状態で子どもたちと向き合える、持続可能な教育環境の構築を目指していきたいと思います。

報告は以上となります。

総務課長　　事務局の方から説明がありました。ここから自由にご発言をいただこうと思います。

町長　　教育職員の業務量管理計画を３月に策定し、４月と５月に校長会を通して各学校へ周知していただきました。この目標数値について校長会や働き方改革推進委員会も開催しましたが、特段の意見や要望はありませんでした。これまでは働き方改革推進プランとして実施していましたが、今回は一段階上の実施計画となります。計画は公表もしますが、その際は、各学校の個別状況は教育委員会が把握した上で、町全体としての公表となりますね。校長会や働き方改革推進委員会の委員の方々の反応はどのようなものでしたか。

教育対策監　　この数値目標は、簡単に実現できるものではないとのご意見でした。その中で、まず部活動の時間を含まない勤務時間を明確にすべきという意見が中学校から出され、部活動とそれ以外の業務の割合をしっかり算出していこうということになりました。健康管理も含め、目指すべき方向へ向かうことに間違いはないため、実現できるよう取り組んでいくという

点ではご理解をいただきましたが、現場としては難しい部分があるのは確かです。

町長　　これも難しいとは思います。中学校は部活動があり、小学校も小規模化や完全複式学級化が進み、困難な状況であると認識していますが、先ほどのストレスチェックの1学期中の状況はいかがでしょうか。

教育対策監　　まだ回答率が100パーセントに達していないため、改めて声がけをいたします。

町長　　教職員の意識も徐々に浸透してきたと思いますが、先ほど話に出た保護者、地域、学校関係者への周知は、学校ごとに行事も異なりますし、難しい点がありますね。

川上教育長　　現状について少し補足させていただきます。この表からもわかる通り、中学校と小学校では状況が明らかに異なり、その要因は部活動です。1学期の4ヶ月間を見ても、中学校は明らかに部活動の負担が大きく、そのために職員の時間外在校等時間が増加しています。放課後の練習や休日の試合への引率により、月に80時間、あるいは100時間を超える教員も実際にいらっしゃいます。原因が明らかであるため、計画を推進するには、部活動の地域移行を強力に進めなければ難しいと考えられます。逆に言えば、中学校において部活動がなければ、時間外在校等時間はそこまで増えないため、課題は明確であると言えます。

それに対して小学校は、学校の状況によって時間外在校等時間に差が出る傾向が顕著に現れています。児童数の多い学校の教職員は時間外在校等時間が比較的多くなります。これは教職員個々の仕事の進め方や考え方による部分も多少はあると思いますが、全体としてその傾向が見られます。また、先ほど町長がおっしゃられた通り、完全複式学級になると教員数が非常に少なくなります。具体的には、校長1名、教頭1名、教員2名という学校においては、教職員一人ひとりの事務分掌が多くなるため、結果として時間外在校等時間が増加します。これは配置基準上やむを得ない点ではありますが、生徒数が少ないからといって時間外在校等時間が減るの

かというと、そうはならないという傾向もあります。これは構造的な問題であり、軽減するために町の会計年度任用職員を配置していますが、授業準備などは教員でなければできない業務もあります。完全複式学級では2学年分の授業準備が必要となり、単式学級に比べて準備が倍になるため、教職員だけで時間外勤務を吸収するのは難しい現状が見て取れます。

こうした中で、教職員の心身の健康を第一に考えるのであれば、地域や学校外が担える業務を積極的に見出し、負担軽減を図っていく以外に現在のところ方法はないと考えています。計画期間は4年間ありますので、その間に模索しながら考えていかなければならないかなというところです。以上、簡単ですけど補足になります。

町長　以前と比較すると、数字的には徐々に減少しているのではないでしょうか。まだそうでもないでしょうか。先ほど話に出たように、去年と今年では学校規模や環境も異なります。この業務の3分類についても、学校によって捉え方が違いますからね。見直しを進めるにあたっては、できるところから徐々に浸透させていくとともに、重ねてになりますが、保護者や地域への協力依頼と周知啓発を続けていくしかないと思います。

横山委員　この計画は昨年の3月にご説明いただき、よく理解できた部分もありますが、再度いくつか質問してもよろしいでしょうか。先ほど中学校の部活動の話が出ましたが、中学校の月45時間以上の割合が44パーセントというのは、部活動の時間も含まれているのでしょうか。

また、2ページに健康リスクの値があり、目標を100以下にするとあります。大体の平均値は100だと思うんですけど、四万十町は77.7パーセントなんですよね。100パーセントでもいいんですよね。もっと77.7パーセントに近い数字や、より良い数字にすべきではないかと思うのですが、あえて100パーセントや100以下とする意図について、以前ご説明いただいていたかもしれませんが、改めてお伺いします。

せっかく 77.7 パーセントという実績があるのですから、それよりも良い数字を目標値にしてはどうかと思いました。

さらに、国が示す業務の 3 分類には 19 項目ほどあると認識しています。自治体によっては項目数が異なるかもしれませんが、この計画の 3 ページには、19 項目全てが記載されているわけではありません。実績があり、今後の取り組みによって達成可能だと思われる項目が他にもあるように思いますが、それらが記載されていないのはなぜでしょうか。

この計画は年次計画も立てて詳細に取り組まれており、その点は非常に良いと思います。改善も可能とのことですので、毎年検討を重ね、より良いものに改善していただければと期待します。

川上教育長　　はい。健康リスクの 100 以下の設定についてですが、一つは年によって数値に上下があること、もう一つは、先ほどもありましたが、ストレスチェックを全員が受検していない現状があるためです。未受検者ほど高いリスクを抱えている可能性も推察されるため、まずは受検率を 100 パーセントにすることが先決だと考えました。そのため、一旦は平均値である 100 を目標に置いています。今年度、まだ未受検の方がいますので、全員に受けていただいた後の数値を踏まえ、次回の会議で見直しを行えればと考えています。

業務の 3 分類についても、おっしゃる通り項目はさらに多く、19 項目ほどあります。計画を策定した段階では、四万十町内の各学校現場で行われているであろう項目を主に抜き出して記載しました。実際には、個々の学校で見れば該当する項目が他にもあると思います。その点については、働き方改革推進委員会での議論も踏まえて見直しを行えればと考えておりますので、またご意見をお伺いできればと思います。年度末に向けて計画自体の改定を検討しており、令和 8 年度の実績も踏まえ、令和 9 年度の年次計画の中で見直しを進めていければと考えています。

総務課長　　教育長の方からもご答弁いただきました。

それでは、次に進みたいと思います。議題２「四万十町内保育所等の運営について（完全給食・３歳未満の保育料無償化ほか)」について事務局からのご説明をお願いします。

高瀬副課長　保育所・認定こども園における子育て支援及び今後のあり方について説明いたします。

まず、保育料無償化に関連し、子育て世帯を取り巻く状況について説明します。少子化が進行する中、子育て世帯においては、保育料をはじめ給食費、教育費、食費など、子育てに伴う様々な経済的負担が生じています。また、近年の物価高騰などの影響により、子育てにかかる経済的負担感はさらに増している状況です。こうしたことから、子育てに伴う経済的、日常的な負担を軽減するとともに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することが求められています。

現状の課題として、子育て世帯では経済的な負担に加え、子育てに伴う日常的な負担も大きくなっています。また、少子化が進行する中、子育て世帯が安心して子育てできるよう、これまでの支援策をさらに充実させることも重要な課題です。これらの現状や課題を踏まえ、子育て世帯の経済的、日常的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを一層進める必要があります。

次に、現行の保育料について説明します。３歳児以上は保育料が無償化されており、合わせて副食費も無料としています。一方、０歳から２歳までの児童については、所得区分に応じて保育料を徴収しており、第２子は半額、第３子は無料とする軽減措置を講じています。また、非課税世帯は保育料が無料です。このように一定の軽減措置は設けているものの、０歳から２歳までの児童を養育する世帯にとっては、所得に応じた保育料が毎月継続して発生するため、経済的負担となっています。

施策の方向性として、０歳から２歳までの保育料を所得や出生順位に関わらず完全に無償化することで、子育て世帯の

経済的負担をさらに軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりにつなげたいと考えます。

次に、無償化に伴う費用負担について説明します。現在、本町では第3子の保育料は保護者負担を0円とし、町と県の補助金で賄っています。第2子は保育料の2分の1を保護者が負担し、残りを町が負担しています。第1子は保育料を全額保護者が負担しています。今回、0歳から2歳児までの保育料を無償化した場合、これまで町が負担してきた分に加え、現在保護者が負担している保育料も町が負担することになります。そのため、無償化後の町の負担額は、現在の負担額に、新たに町が負担する保護者負担額を加えた額となります。このように、無償化後は町として一定の財政負担が生じます。

期待される効果として、この取り組みにより子育て世帯の経済的負担が軽減され、子どもを持つことへの不安が和らぐことで、少子化対策の一助となることが期待されます。さらに、子どもを産み育てる環境が整うことは、住む場所を選ぶ際の重要な要素の一つであると考え、保育料の無償化を、子育て世帯への経済的負担軽減にとどまらず、少子化対策や定住促進にもつなげる重要な施策として進めていきたいと考えます。

次に、完全給食の実施について説明します。現状では、0歳から2歳までの児童は完全給食を実施していますが、3歳から5歳までの児童は主食を家庭から持参しています。このため、家庭では米代などの経済的負担に加え、毎日の炊飯や準備、片付けといった時間的、家事的な負担が生じています。また、保育所においても、主食の持参忘れへの対応や、夏場にご飯が高温により傷むといった衛生管理上の課題があります。

こうした家庭や保育所における課題を踏まえ、日常的な負担を軽減し、充実した給食の提供を図るため、3歳児以上の主食持参を廃止し、完全給食へ移行する方向で進めたいと考えます。完全給食への移行によって家庭における負担が軽減

されるとともに、施設で一括して提供することで安心・安全な給食の提供が可能となります。また、主食と副食を一体的に提供することで、栄養バランスの向上や給食を活用した食育の充実にもつながるものと考えます。

実施に伴う費用負担については、初年度は食器などの準備に経費が生じますが、これらは全て公費で負担します。また、実施後に継続して必要となる米の購入費用についても公費で負担し、保護者の負担は求めません。

保育料無償化と完全給食の実施スケジュールについては、今年度に条例の改正、給食の実施体制の構築、必要経費の精査を行うとともに、各施設の職員や保護者へ説明を行い、翌年から無償化と完全給食の実施へ移行したいと考えます。

総務課長　ここで一度、皆様からご意見を頂戴したいと思います。

町長　保育料無償化と完全給食は、私も一つの政策として掲げてきたものであり、来年度からの実施に向けて教育委員会を中心にお願いしています。様々な課題はあろうかと思いますが、特に完全給食については、全国的に見ても遅れを取っているのが現実ですので、実現すれば多様な効果があると考えています。

保育料の無償化には新たな財源が必要となり、令和7年度決算ベースでは2,300万円程度の増加が見込まれますが、全体の予算の中でうまく財源を見つけ、取り組みたいと考えています。来年度に向けて準備を進めていただいています。

西谷委員　素晴らしい計画であると伺いました。私も、地元に戻るか悩んでいるご家庭の声を聞くことがありますが、近隣の市町村ではすでに保育料が無償化されていることを知っている方もいるようです。四万十町が早く0歳児から2歳児までの保育料を無償化し、3歳児からの主食持参の状況が改善されれば、すぐにでも帰ってきたいという声も多く聞きましたので、早急に進めていただければ、移住を迷っている方々にとって大きなきっかけになると思います。

実際に保育所では、3歳児からの主食持参に関して、家庭によってご飯の量が全く違ったり、傷みかけたご飯を持って

くるお子さんがいたり、朝にご飯を炊かない家庭のお子さんが忘れてきてつらい思いをし、保護者が後からコンビニのおにぎりを持ってくるということもあります。それによって他のお子さんから何か言われたり、また、誕生会で持参したお米を当日欠席した際に返してもらえたか否かなど、様々な細かい問題も発生しています。小学校では完全給食であるにもかかわらず、保育所ではそうなっていないという課題も改善されますので、ぜひ早急に調整をお願いいたします。

町長　　教育委員会でしっかりと準備を進めていただいていますので、ぜひこのまま進めてもらいたいと思います。炊飯器など設備の準備は予算計上してかまいませんか。

高瀬副課長　　今年度、準備したいと考えています。

町長　　食材、お米などは、現在どのように購入していますか。

高瀬副課長　　保育所ごとに地元産の米を購入しています。

町長　　食材はね、地元のお米も色々ありますし。分かりました。

谷口委員　　これは保育園児に対する手厚い施策だと思います。現在、町として教育における無償化や給食に関して様々な手厚い施策を取り入れ、これから実施しようとしていること、またこれまで実施してきたことがあります。これらの施策は浸透しているのでしょうか。と申しますのは、それによって出生数が増加した、あるいはＵターンで帰ってくる人が増えたといった人口動態の変化について、広報活動を通じて周知することで、移住を考える家庭が生まれることもあると思うのです。その動向がどうなっているかについての調査や、効果が証明されたものは何かありませんか。その実態を把握することが、今後様々な政策を打っていく上で非常に有益ではないかと、素人ながらに思います。

総務課長　　谷口委員からご発言いただきました。両施策とも、せっかくの取り組みですから、対象となる世代の方々がその情報を確実に得られなければならないと思います。その効果検証について、何か考えがあればお答えいただきたいと思います。

川上教育長　　効果検証はなかなか難しい点があります。移住者数そのものを人数で見ることはできますが、移住の要因がどこにあ

り、どのように決断したのかを詳細に検討するには、一件一件聞き取り調査をする必要があり、困難です。一つの要因だけで移住が決まることはなく、複合的に様々なことを総合的に判断される方が多いので、選択肢の中の要因の一つ、条件の一つとして、こうした子育て支援策を整理するということはあり得ると考えます。

個人的には、施策を始めた当初は良いのですが、一度始めるとそれが当たり前になり、恩恵を実感していただけなくなるのではないかと少し懸念しています。小学校の給食を無償化しましたが、今ではそれが当たり前となり、保護者の方々が特別なことだとは感じていないような現状が見て取れます。この保育料の件も同様になるのではないかと思います。

先ほどご指摘があった通り、近隣の市町村ではすでに実施しているところがあります。そうした所と比べた時に、実施していないことがデメリットとして捉えられてしまい、実施しているのが当たり前という方向になっています。したがって、これを実施することによるメリットというよりは、実施しないことのデメリットの方が大きいと個人的には考えています。効果をどのように捉えるかというと、プラスの効果というよりはマイナスを解消するという考え方の方が、現状では大きいのではないでしょうか。数字としてその効果を把握するのは難しく、具体的な数値としてお示しすることは困難ですが、先ほど西谷委員がおっしゃったように、今移住を迷っている方たちがいて、ここの条件が整わないために躊躇しているというのが、まさにデメリットだと思います。そう考えると、まず移住先として選んでいただく、ここに住むことを選択していただくためのスタート地点に立つ条件として、やらなければならないことなのではないかと考えています。

谷口委員　　ということは、長所を伸ばすというよりは、マイナスを減らしているということですね。しかし、町としては随分多額の投資をするわけです。その投資をするには、どこか他の投資を減らさなければなりません。財源が豊かにあるわけではなく、全てができるわけでもありません。せっかく実施する

のであれば、マイナスを減らすというのも一つの捉え方ですが、もう少しプラスの方向、長所を伸ばす方向に向かうように意識することも必要ではないでしょうか。四万十町の魅力全体の中の一つではなく、「子育てに関してはここが突出している」と訴える力も必要ではないかと思います。

町長　　今、教育長から話がありましたが、各学校やPTAなどから意見を聞く機会もありますし、5年に1回の総合振興計画の町民アンケートでも様々な意見が出ています。やはり保育所や学校については、教育関係の支援を充実させているという点を、住まいに関することなども含めて複合的にお知らせしていますが、それが本当に移住を考える方々の心に響くかどうかは、なかなか難しいところです。

保育の現場は、指導内容も含めてですが、学校や保育所以外の居場所づくりといった面は若干弱いと思いますので、それよりも先にこちらの支援をさせていただきたいと考えています。実施していない自治体との差別化を図るため、財源の確保は大変ですが、しっかりと見つけていかなければなりません。そして、これは一度始めたらやめられません。特に、この少子化という課題には危機感を持って取り組まなければならないと考えていますので、今後も様々な世代や保護者から意見を聞ける機会があればありがたいです。

横山委員　　保育料の無償化や、6月議会で町長が答弁されたように、第1子からでも広く保育所に入所できる環境を進めていきたいという議論をし、対応するというお話もあったと思いますので、様々な方面と協議して進めていってほしいと思います。

私個人としては、期待される効果が書かれているように、大きな効果をもたらすのではないかと考えていますので、ぜひ議論を重ねて進めていただきたいと思います。

また、保護者には保育所に対するありがたみというか、手厚い施策を忘れないでほしいと思います。次長や教育長がおっしゃったように、こうした政策の効果がだんだん薄れていくという方向性も大いにあると思います。そのあたりは、保

育所や行政の工夫が求められる部分だと思いますので、議論しながら進めていただきたいです。

町長　　教育委員会の方でも、この件についてまた議論していただきたいと思います。

野中委員　　私自身、こうした施策のありがたみを非常に実感している立場です。上の子の時は保育料も払っていましたし、中学生まで給食費も払っていました。当時は若く、親の病気もあり、保育料も非常に高かったため、こうした支援に助けてもらいながらではないといけなかった経験があります。今、保育園ではまだご飯を持参している状況ですが、朝のその手間が一つなくなるだけでも、親は大変助かります。自分も慌ただしい中で、子どもも慣れておらず、朝になってご飯が炊けていないという状況も実際にありました。給食費が不要になることや、保育料が現在無料で通わせていただけていることは、自分が実際に払ってきたからこそ、本当にありがたさを実感しています。

　こうした費用負担がさらに軽減され、充実するということは、子育て世代の皆様が大変な状況で生活する中で、無料で子どもを見てもらえる場所があるというのは、働く方にとって非常に良いことだと思います。実績があるのかというお話でしたが、私個人の意見ではありますが、今子育てをする中で本当にありがたさを感じています。

総務課長　　それでは、引き続いて、「今後の保育所・認定こども園のあり方」について説明をお願いします。

高瀬副課長　　続きまして、今後の保育所・認定こども園のあり方について説明いたします。

　まず、町の現状ですが、表に示している通り、令和８年７月末現在の就学前児童の入所児童数は 323 名です。赤で囲んでいる部分は混合クラスを表しています。

　出生数及び児童数の減少についてですが、少子化の進行に伴い、町内の就学前児童数は減少傾向にあります。小規模な保育所においては、単一年齢でのクラス編成ができず、複数年齢の混合クラスで保育をすることが常態化しています。さ

らに児童数の減少が進んだ場合は、一定規模の集団の中で同年齢の子ども同士が関わり合いながら活動する機会を確保するなど、質の高い幼児教育・保育環境について改めて検討していく必要があります。

保育ニーズの変化については、共働きや多様な働き方をする家庭が増えたことで、保育の受け入れを求めるニーズは増加しています。一方、親の就労を要件としない1号認定、いわゆる幼稚園的な保育のニーズは減少しており、親の就労などで保育が必要な2号・3号認定のお子さんが中心となっています。また、支援ニーズも多様化しており、心身の発達や個々の特性への配慮が必要なお子さんや、ご家庭からの相談、支援の求めが多様化しています。こうした状況を踏まえ、これからは専門的な知識を持つ人材を育成したり、外部の力を活用したりしていく必要があります。

次に、認定こども園たののにおける児童数の推移をご覧ください。認定こども園たののの児童数も、令和3年度から比較すると約半数まで減少し、1号認定の利用実績もない状況が続いています。こうしたことから、地域の幼児教育や保育の実態をしっかりと踏まえ、共働きなどで保育を必要とするお子さんを安定して受け入れられる施設や運営体制はどうあるべきか、具体的な検討を進めていく必要があります。

一番下の表は保育給付の認定に関するもので、1号認定は満3歳以上で保育の必要性を要件としない認定です。2号・3号認定は、保護者の就労や育児休業など、保育の必要性がある場合の認定になります。

次に、認定こども園の概要について説明します。認定こども園は、教育と保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う施設です。幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、それぞれの長所を一つにまとめた施設であり、親が働いているかどうかにかかわらず、どのようなご家庭のお子さんも受け入れることができるのが大きな特徴です。

認定こども園には、運営の成り立ちによって4つのタイプがあります。一つ目は「幼保連携型」で、認定こども園たの

のがこの類型にあたります。これは学校かつ児童福祉施設として位置付けられ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育と保育が行われます。

二つ目は「幼稚園型」です。これは既存の幼稚園に、長時間預かりなど保育所的な機能を加えたものです。

三つ目は「保育所型」です。これは認可保育所が元になり、保育が必要ではない子どもも受け入れることができる幼稚園的な機能を備えるタイプです。法的には保育所としての位置付けは変わらず、児童福祉施設として保育所保育指針に基づいた保育を行います。

四つ目は「地方裁量型」です。これは幼稚園、保育所いずれの認可もない教育保育施設が、認定こども園として必要な機能を備える類型です。

次に、幼保連携型と保育所型の認定こども園における違いを示しています。ご覧の通り、施設の位置付けが「学校かつ児童福祉施設」であるか「児童福祉施設の類型」であるかという点や、職員が「保育教諭」が主であるか「保育士」が主であるかという違いがあります。

こうした違いがありますが、続いて、現在の幼児教育・保育施設を取り巻く課題について四つの視点から説明いたします。

一つ目は、少子化に伴う集団での教育・保育環境の確保です。子どもの数が減少し、混合クラスでの保育が増えています。今後も子どもが減っていくと見込まれる中で、同年齢の友達や異年齢の子ども同士が関わり合いながら、集団の中で社会性や協調性を育むことができる環境を、どのように維持・確保していくかが課題です。

二つ目は、認定こども園における利用実態と施設類型です。現在、認定こども園たののでは、親が働いていない家庭が利用する 1 号認定の利用実績がありません。共働き世帯などが利用する 2 号・3 号認定のお子さんの受け入れが主となっています。こうした実際の利用状況を踏まえ、現在の施設のタイプや運営体制が地域の保育ニーズに合っているかを検

証し、地域の実情に合った施設のあり方を検討していく必要があります。

三つ目は、職員の業務負担です。幼保連携型の施設では、学校としての役割を担うため、教育にかかる書類作成や外部の会議、研修への参加など、一般的な保育所とは異なる業務が多く発生します。保育所から認定こども園へ異動した職員は、求められる役割や必要書類の性質が大きく変わり、業務の進め方や環境のギャップに戸惑うことも少なくありません。慣れない業務への対応が日々の負担につながっているのが現状です。こうした業務について、職員それぞれの専門性や経験を生かした適切な役割分担を行うとともに、業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保していく必要があります。

四つ目は、個々の特性に応じた支援と小学校への接続です。発達や特性に応じた配慮や支援を必要とする児童・家庭への対応など、保育・教育環境に求められる支援は多様化しており、施設単独では専門的な人材や集団活動の機会を十分に確保することが難しい場合があります。そのため、保育所、認定こども園、教育委員会、福祉部門、小学校が連携し、幼児期から小学校への円滑な接続を見据えた支援体制を構築していくことが重要です。

次に、持続可能な幼児教育・保育体制の構築に向けた今後の方針を説明いたします。これまでお話しした保育ニーズの変化や支援の多様化などを踏まえ、これからの幼児教育・保育においては、単に施設数を維持するのではなく、子どもにとって望ましい環境を確保しながら、将来にわたって安定したサービスを提供できる体制を構築していくことが必要です。

まず、地域の実情に即した適正配置と施設運営の検討です。児童数や地域のニーズなどを総合的に判断して適正配置を目指すとともに、限られた人的・財政的資源を効果的に活用し、細やかな提供体制の確立に取り組みたいと思います。認定こども園については、1号認定の利用が少なく保育中心

となっている利用実態や、職員が直面している課題を踏まえる必要があります。現場が無理なく安定して運営できるよう、地域ニーズに適合した最適な類型への移行も含めて検証し、実情に適した適正配置と施設運営を検討してまいります。

二つ目は、共働き家庭の増加や保護者の就労形態、家庭環境が多様化する中で、臨機応変に対応でき、子どもが安心して継続して通える教育・保育環境を整え、柔軟な受け入れ体制を構築していきたいと思います。

三つ目は、保育所・認定こども園から小中学校までの各段階において、子どもの発達や特性、家庭環境に応じた支援を切れ目なくつなぎ、関係機関の連携も強化して、一人一人の子どもの成長を継続的に支える支援体制の構築を進めていきたいと思います。

今後の検討の方向性として、六つの視点から総合的に検討していきます。

一つ目は、子どもの視点です。集団生活の中で学び育つ機会を確保するとともに、教育・保育の質の向上を図ります。

二つ目は、保護者の視点です。多様な就労形態や保育ニーズに対応し、安心して子育てができる環境を整えていきたいと思います。

三つ目は、地域の視点です。地域ごとの児童数や保育ニーズを踏まえ、将来を見据えた施設配置を考えていきたいと思います。

四つ目は、職員の視点です。職員が専門性を十分に発揮できる体制を整えるとともに、業務負担の軽減や人材の確保に取り組んでいきたいと思います。

五つ目は、行政の視点です。将来の児童数を見据え、持続可能な運営を目指すとともに、限られた財源や人材を効果的に活用していきたいと思います。

そして、六つ目は、連携の視点です。保育・福祉・教育の連携を強化し、子供の成長を切れ目なく支える体制を整えていきます。

こうした視点を踏まえ、施設を残すこと自体を目的とするのではなく、子どもにとってより良い教育・保育環境を将来にわたって確保することを基本として、総合的に検討していきたいと思います。

総務課長　事務局から説明をいただきました。この議題について、ご意見をお願いします。

町長　認定こども園たののでは、3・4・5歳児も混合クラスになる可能性がありますか。

高瀬副課長　今年初めて乳児が混合クラスになりました。今後、上の年齢も単一クラスの編成が成立しなくなります。

町長　保育所・認定こども園のあり方についても検討が必要ですね。公立保育所も含め、認定こども園たののは1号認定の希望が長らくない状態です。そこに異動してくる保育士も、幼稚園教育としての計画策定や研修など、通常の保育所より業務が多いのが実態であり、それも踏まえて、子どものより良い環境を今後どのようにしていくか。保育所型に移行することは可能なのでしょうか。

高瀬副課長　移行できるよう検討していきたいと考えています。

谷口委員　この認定こども園は、どうしても存続させるのでしょうか。

今西次長　補足して説明させていただきます。現在、町内の保育所では1歳で入所される方が90パーセントから95パーセントを超えており、人数の9割5分は保育のニーズです。そのため、1号認定のニーズはあまりありませんが、例えば県の職員で配偶者が専業主婦の家庭など、窪川地域寄りにお住まいの方の中に散見される程度のニーズがあるかもしれません。

必要性の観点から言うと、全ての子供をくまなく受け入れる体制づくりのためには、保育の必要性がない家庭も預け入れできる認定こども園がある方が望ましいです。しかし、月単位の利用でなくてもよい場合は、現状でも子育て支援センターでの一時預かりといった利用形態もありますので、ニーズの程度によって検討していく必要があります。仮に四万十町に認定こども園を一つ置くとすれば、実態からすると窪川

地域にある方が望ましいということになります。今後、窪川地域に保育所を新たに設置する際に、それを認定こども園とするかどうかの議論は、またその時にしていくことになるかと考えています。

谷口委員　　高知県では認定こども園は多くないと聞きましたが、実態はどうでしょうか。

今西次長　　自治体によっては、保育所しかないという所もあります。詳細なデータはすぐにお答えできませんが、小規模な自治体では、認定こども園のみ、あるいは保育所のみと、どちらか一方に統一されていることが多いです。高知市のような大きな自治体になると、私立幼稚園など多様な形態が存在しますが、一つの自治体内で運営を管理する上では、先ほど説明した通り職員の異動の問題が生じますので、本来はどちらか一つの形態にまとまっている方が望ましいと担当としては考えています。

町長　　これまでの歴史的経緯もあり、幼稚園、保育所、そして認定こども園たののと運営してきましたが、現状のニーズは保育が中心であるのは当然です。町として以前から掲げている今後の適正配置を見据えた場合、やはり町全体で形態を統一した方が、職員の異動を考えても望ましいでしょう。津野町や越知町など、統合して認定こども園にした例もあります。当町では認定こども園たののだけが幼稚園機能を持ち、他は保育所であるため、異動の際に職員の負担が大きくなっています。1 号認定の子どもはいませんが、教育機関としての様々な準備や研修があります。今後を考え、どのような形態が良いのか、保育所型の認定こども園か、幼保連携型か、まだ検討が必要です。また、興津保育所の存続の問題もあります。これだけ人数が減ってくる中で、本当に先を見据えて議論する大事な時期だと思います。

谷口委員　　これは、旧大正町の遺産ではないかと思うのです。それを四万十町になった今、それほど重要なものであれば、四万十町としての発想で考えてはどうでしょうか。

町長　　町全体の保育指針はあり、それに基づいて各保育所も特色ある保育を行っています。働いていなくても入所できる環境があることは先ほど申し上げた通りであり、それも維持できていれば良いかと思います。その点はまた教育委員会で練っていただきたいです。

谷口委員　　検討していただき、これからやりやすい方法を考えていただければ、異動もスムーズになるのではないでしょうか。

町長　　今後の保育士を含めた人材確保の計画もありますので、たとえ少人数であっても、子どもたちをしっかりと見守れる体制を整えたいです。あまりにも混合クラスが常態化すると、同世代との関わりが重要になってきますので、その点をうまく調整できるかが課題です。

谷口委員　　もう一点よろしいですか。支援の多様化の項目の最後で、「教育・保育環境を整備する必要がある」とありますが、この「必要がある」という点について、具体的な内容を挙げていただきたいです。

今西次長　　施設面はもちろんのこと、先ほど申し上げた混合クラスをできるだけ解消して同世代で保育できる環境づくりや、それを担う先生方の長期的なスキルアップを円滑にするための、物的・人的両面を含めたトータルでの環境整備を指しています。

谷口委員　　そうした環境整備が必要であるということですね。分かりました。

西谷委員　　働いていない保護者が家で子どもを見ることには限界があります。病気や求職中といった理由があれば一定期間は保育所に入れますが、そうした理由に当てはまらなくても、子どもを保育所に預けたいと考える保護者もいます。主婦などが利用できる支援センターはありますが、利用日が決まっていたり、遊ぶ友達がいなかったりと、保育所とは環境が全く違います。子どものことを思うと、働いていなくても入所できる施設が必要だと思います。認定こども園たののが大正地域にあるため、窪川など少し離れた地域の人は利用しづらい、時々でも利用できたらという声もよく聞きます。

これから窪川地域に認定こども園を新設する計画があるのであれば、そうした保護者の存在も念頭に置いていただければ救われる方がいると思います。働いていない保護者の子どもも同じ四万十町の子どもとして受け入れる場所が、今の時代には必要なのではないかと、個人的に強く感じていました。聞いた話では、いずれは働くつもりがあるという声でしたが、今こうして改めて議論されているので、主婦として家庭にいても、子どもが四万十町の子どもたちと一緒に育つことができる場所が欲しいという声があることをご理解いただけたらと思いました。

町長　　そうした声があることは、担当者や課長もよく承知していますし、現状の一時預かりや、誰でも通園制度のような取り組みも実施計画の中にあります。教育委員会の方で、多様化するニーズにどこまで対応できるか、物的、人的な資源も考慮しながら、また議論していただきたいと思います。

川上教育長　　次長が申した通り、園児数が今後どんどん減少していく現状の中、質の確保も課題となります。興津保育所は現在5名ですが、教育委員会の中では、園児数が10名を切った場合は今後のあり方を検討するという一つの目安があります。興津の場合は地理的条件から特例的な側面もありますが、人数が少なすぎて行事ができないといった状況になれば、統合していく方向になるでしょう。

先ほどの認定こども園たののにしても、形態が違うものを同じ町内に一つだけ置くメリットが、これまでの歴史はさておき、今本当に求められているのかをよく検証する必要があります。多様なサービスを提供する中で、提供しやすい環境を整える方が良いのではないかという点も考えながら、少し議論を進めていきたいです。特にたののの場合はこれまでの歴史がありますので、地元の声も聞きながら最も良い形を模索したいと思います。今回は、そういった考えがあるということを皆様にご理解いただき、今後の議論のきっかけにしたいと考えています。小規模保育所の統合と施設の形態のあり方について、両面から進めていかなければなりません。これ

までが良かった悪かったということではなく、今後のことを考えた時の最善策を検討していきたいので、また継続してお話をさせていただきたいと思います。

横山委員　　私たちも毎年保育所を訪問していますが、資料にもあったように認定こども園の業務は多岐にわたります。ちなみに昨年、認定こども園で研修計画表を見たところ、58 の研修に参加する予定となっており、園長はそのうち 38 の研修に参加されるとのことでした。県外研修もあり、非常に多忙であると毎年感じています。研修への参加回数が非常に多いため、その分、主任保育士などの負担も大きくなっているのではないでしょうか。このように、研修等で外に出る回数が非常に多いのが現状です。おそらく国公立幼稚園の組織の会合などにも出席されているので、役員になればさらに回数は増えるのではないかと毎年思っていました。

それと、1 号認定の利用者がずっといない状況ですが、もし利用者がいれば、保育教諭の免許を持っている方がそのクラスを担当しなければならないのでしょうか。

今西次長　　一定の年齢以上の方については、どちらか一方の資格しか持っていない場合もありますが、認定こども園制度ができてからは、大学等で両方の資格をまとめて取得する方が大部分ですので、若い方は両方持っている方もいます。

横山委員　　入所者数の表を見ると、2 年後、4 年後には大幅に数が減る見込みですので、やはり 10 ページに書かれている内容で検討を進めることが急がれるのではないかと思います。

総務課長　　それぞれにご意見をいただきました。今回の議題につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、「窪川地域における教育施設等整備基本構想委託業務について」を議題といたします。

橋本課長　　学校教育課の橋本です。今年度、窪川地域の教育施設等整備基本構想の委託業務を発注する計画を立てています。この計画の背景として、窪川地域の保育所、小学校、中学校の施設のほとんどが昭和 40 年代後半から 50 年代前半に建設されたもので、すでに 50 年が経過しています。そのため、水道管

や電気配線といった設備関係の老朽化が見受けられます。また、建物の躯体については、基本的に耐震性のない建物には耐震補強を行っていますが、昨年、窪川中学校の庇に大きな亀裂が入り、専門家に調査を依頼した結果、非常に危険な状態であることが分かりました。いつ落下するか分からない可能性があるとの判断から、今年の春休みを利用して庇の一部を撤去しました。

施設の点検を進めると、他にも同様の箇所が少なからず見受けられる状況であり、建物自体の老朽化、劣化が進行しています。また、保育所では、昨年度末に閉園した見付保育所で、外壁のモルタルが剥がれ落ちるという事態が発生し、子どもたちの安全が確保できないため閉園となりました。

こうした状況の中、教育施設全体の老朽化に伴い、今後の窪川地域の教育施設の方向性を決めるために委託業務を発注しようとするものです。

建設当時である昭和 40 年代、50 年代は子どもの数が最も多い時期で、中学校では 4 クラスあった時代ですが、現在は 2 クラスと半分以下になり、施設も余っている状況です。窪川中学校ではグラウンドも非常に広く、管理に苦慮していると聞いています。こうした施設の規模感や老朽化といった点も含め、保育所、小学校、中学校全体を見据えて、建て替えを含めた計画を今から考えていかないと、施設があと数年のうちに利用できなくなる可能性があるため、急遽、今年度、基本構想の委託を発注することを考えています。

2 ページは現状の配置図です。これは委託業者が、現在の児童生徒数に応じた施設を建てる場合に、この敷地にどのような配置、計画が可能かを検討するための資料です。

続いて、対象施設の一覧です。窪川中学校、窪川小学校、くぼかわ保育所が主ですが、同じく 40 年代後半に建設された松葉川保育所も対象に含めています。耐震補強は実施済みですが、こうした状況の中で、今後を見据えて建て替えを考えていくことになります。

下段は現状の児童生徒数です。今後、統合などによって児童生徒が増える可能性も考慮し、関係する学校として仁井田、影野、七里、米奥、東又の各校も記載しています。ただ、人口自体は今後も減少していきますので、建設する年度によって規模感は変わってくるかと思います。その他、くぼかわ保育所、松葉川保育所、川口保育所については、統合も可能な規模であるという参考資料として業者に提供します。

次に、整備計画のスケジュール案です。今年度に基本構想を委託し、業者からの提案を受けて検討委員会で方向性を決め、概算費用を算出します。令和9年度には執行部と協議してスケジュールや方向性を固め、その後、基本設計に進みます。基本設計では、建物の規模や配置、構造などを決定します。それが決定すれば、詳細な実施設計へと進みます。早ければ令和11年度以降の建設を想定しています。

なぜ令和11年度かというと、現在、十和小学校・中学校の建て替えを進めており、その事業と重複しないように計画しているためです。このスケジュールはあくまでも私案であり、執行部との協議によって変更される可能性があります。

最後に業務内容です。今回は入札ではなく、プロポーザル方式、つまり業者の提案内容を評価して選定する方式を採用します。業者選定委員会を設置し、最も優れた提案を行った業者に基本構想計画を策定してもらい、委員会と協議しながら進めていくという形で、本年度、この業務を進めていきたいと考えております。以上です。

総務課長　　学校教育課長からご説明いただきました。内容について何かございましたらお願いします。

谷口委員　　計画はよく分かりました。ぜひそのように進めていただきたいと希望するとともに、体育館のLED化と冷房設置の計画があればお聞きしたいです。高知県の体育館の冷房設置率は4パーセントから6パーセントと全国的に見ても非常に低く、進んでいるのは東京都だけです。今、熊本で地震があり、避難所となっている学校の体育館には冷房がなく、応急的な措置を取っているという実情があります。南海トラフ地

震の問題を抱える四万十町においても、体育館を避難場所に指定している箇所があれば、そうした環境を整えていく必要があるのではないでしょうか。それなりの財源も必要になりますが、その点についてどのような計画か、あるいは今後の対処方針についてお聞かせください。

橋本課長　　まず、LED 化につきましては、四万十町全体の施設が対象です。各担当課が必要な施設を総務課に報告しており、費用が非常にかかるため、今後、計画的に進めていく予定です。進める順番については、今後のマネージメント委員会の中で協議し、優先順位をつけて進めていく形になります。

体育館へのエアコン設置については、熊本の地震以降、国の補助金活用に関する問い合わせが出てきています。四万十町の施設の建て替え計画なども考慮し、無駄な投資にならないよう進める必要があります。学校教育課としても必要性の優先順位をつけ、また、危機管理課の方では避難所指定の観点から優先すべき場所を検討しており、8 月末頃に協議を行う予定です。その中で、エアコン設置の進め方や、断熱改修まで行うかといった範囲、どの補助金や起債を利用するかを協議します。

また、避難所運営には自家発電の整備も検討しなければならないため、それらも含めて総合的に考えます。現在、危機管理課では避難所の指定範囲を体育館だけでなく校舎にも広げており、校舎側にはある程度エアコンが整備されているため、高齢者や幼児などを優先的に利用していただく計画となっています。しかし、大規模災害時には部屋が不足するため、体育館への設置も順次検討していかなければならない状況です。

谷口委員　　四万十町には体育館にエアコンを設置している場所はないのですね。

橋本課長　　体育館に設置しているところはありませんが、体育館的な施設としては、改善センターの多目的ホール、十和体育館。そこだけという状況です。

谷口委員　　とりあえずは、そうした方向で検討は進めていくということですね。

橋本課長　　はい、検討していきます。

川上教育長　　少し補足させていただきます。先日、近隣市町村の教育長会でお話がありましたが、中土佐町は全ての学校の体育館に空調が入っています。また、土佐市も全ての学校の体育館に設置する計画があります。

避難所指定については、町内の学校施設（休校含む）の体育館はほぼ全てが指定されていますが、休校の学校が多いため、優先順位としては現在稼働している学校の体育館から設置していくことになります。しかし、ここに記載の通り、窪川地域の教育施設は老朽化しており、例えば窪川中学校の古い体育館に今エアコンを入れるのはどうか、という調整も必要になります。

また、先日新聞報道がありましたが、高岡中学校の改修と建て替えには65億円かかるとのことです。それを考えると、この窪川地域の教育施設建て替えは、財源がもつのだろうかと非常に心配です。体育館の空調も1か所につき設備だけで5,000万円、断熱工事も加えるとさらに費用がかかります。それを全施設でとなると100億円といった数字も出てくる状況ですので、財源をよく考えながら進める必要があります。

それに加え、児童生徒数は減少しており、6年後には七里小学校で全校生徒が15名ほどになります。6年というのはあっという間です。その一方で、夏場の暑さで体育の授業ができなくなっており、窪川中学校では昨年、体育館が暑すぎて全校集会ができませんでした。災害への備えも必要であり、限られた財源をどう配分していくか、防災の観点からも協議を急がなければなりません。

もう一つ、昨年、見付保育所が閉所になった際、くぼかわ保育所にお子さんの大半が行ったわけですけど、当時の保護者の皆様には、5年以内を目処に新しい保育所を建設しますとお話ししています。この約束も果たさなければなりませんが、現状では適地が見つからず、今のくぼかわ保育所の場所

での建て替えも現実的ではないなど、場所の問題もあり、様々なことを急いで検討しなければならない状況です。

横山委員　　確認ですが、4ページに耐震補強を平成22年に実施したとあります。この時、体育館の天井など、非構造部材の落下防止対策のようなことは行われたのでしょうか。

川上教育長　　行っていません。

橋本課長　　非構造部材の耐震化が求められるようになったのが平成23年以降ですので、それ以前の工事では耐震補強のみでした。ただし、窪川小学校の体育館だけは構造が異なるため、金網を張る形で落下防止対策を行っています。断熱については手つかずの状態で、エアコンを設置した場合は消費電力が非常に高くなることが予想されます。

横山委員　　優先順位や財源の問題はありますが、バスケットゴールや照明器具などの落下防止対策は、計画的に取り組んでいくことが大事ではないかと思います。

また、6ページの業務委託内容についてですが、3番に「窪川中学校、窪川小学校、くぼかわ保育所の整備配置計画案は複数の提案を可とする」とあります。これは少し踏み込んで、積極的に複数の案を出してもらうようお願いするべきではないでしょうか。財源の問題もあるので、例えばくぼかわ保育所と図書館、小学校と図書館を複合化する案や、窪川中学校の敷地内に小学校を建設する案など、様々なパターンが考えられます。将来的に小中一貫校になる可能性も踏まえ、複数の提案をしてもらうことが非常に重要だと思います。

橋本課長　　この3番の内容ですが、原則としてプロポーザル方式では1案のみの提案となります。しかし、今回は3施設の建て替えという特殊な案件であり、多様な提案が考えられるため、特例として「複数提案可」としています。実際に業者を選定した後は、その提案を元に委員会で協議を進める中で、最終的には様々なパターンが出てくることになります。今回は提案の幅を広げる意図で、このように記載させていただきました。

横山委員　　この委託業務の結果は興味深いですが、いつ頃出てくるのでしょうか。

橋本課長　　9月末頃に業者を決定し、そこから業者と打ち合わせを重ね、委員会で4回程度の協議を行って案をまとめていきます。その結果を来年度に執行部との協議に諮りたいと考えています。

総務課長　　様々にご意見をいただいているところですが、本日の会は総合教育会議であり、町長と教育委員会との協議が趣旨でございます。教育委員会内で確認できる事項については後日ご調整いただくこととし、町長、執行部側と関係するようなご意見をいただけたらと思います。

町長　　今後の教育施設に関し、基本構想を委託しますが、南海トラフ地震のレベル2における避難者数の想定がまだ詳細に示されておりません。災害時に活用する二次避難所を中心とした学校施設については、今後また協議をしながら、具体的に建て替えない方針の施設や時期なども含めて検討させていただきたいと思います。

また、体育館が主に避難所になっているところは、先ほど教育長が申し上げた通り、今後さらに重要度、優先度を含めて協議させていただきたいと思います。

総務課長　　よろしければ次の議題に移りたいと思います。議題4「義務教育学校、小中一貫教育について」、お願いいたします。

横山係長　　私の方から、義務教育学校ないし小中一貫教育について、「あなたの知らない小中一貫教育制度の世界」と題してご説明します。

小中一貫教育制度が制度化された背景には、三つの点があります。一つ目は、教育的な課題への対応であり、特に「中1ギャップ」の解消が挙げられます。小学校から中学校への環境変化による学習面、生活面でのつまずきや不登校傾向を緩和する目的で、この制度は有効ではないかと考えられています。

二つ目は、多様な教育活動の推進です。社会課題が多様化する中、義務教育段階でも9年間を通した教育課程や指導体制を確立し、多様な教育活動を推進する必要があります。

三つ目は、社会的な課題への対応です。これは特に高知県で言われることですが、少子化による学校規模の縮小に対し、一定の集団規模を確保して児童生徒の社会性を育むとともに、教員数を確保して円滑な学校運営を行うことが有効とされています。

資料4番の裏面にある通り、義務教育学校は昨年度時点で全国に261校（公立・私立を含む）、小中一貫型教育学校、いわゆる小中一貫校は約1,500校あります。県内では義務教育学校が4校（高知市2校、大豊町1校、大川村1校）、小中一貫校が十数校運営されています。

これらの学校には、一つの校舎で運営する「施設一体型」と、施設が離れていても連携する「連携型」があります。連携型というのは、町内で言うと四万十高校と十和中学校・大正中学校が連携型中高一貫校としてやっていますように、施設が離れていても連携して行っているというイメージを持っていただけたらと思います。

義務教育学校は、一つの校舎の中に小学校と中学校の区別がなく、9年間を一つの課程とする「一つの学校」です。一方、小中一貫校は、一つの校舎の中に小学校と中学校がそれぞれ「別々に存在する」形となり、これが大きな違いです。

義務教育学校の主なメリットとして、一点目は独自の学年区分が設定可能な点です。多くの学校では、発達段階に合わせて小中9年間を前期・中期・後期のように三つ、あるいは二つに区切って運営しています。例えば、前期課程（1～4年生）で基礎学力の定着を、中期課程（5～7年生）で探究的な学びや学習の深化を、後期課程（8～9年生）で進路実現のための学びを目的とする、三課程に分けるパターンもございます。

二点目は、柔軟なカリキュラム編成が可能になる点です。9年間を一つの教育課程として捉えるため、小中学校間の学習

内容の重複をなくし、例えば英語教育を低学年から系統的に始めたり、中学校の内容を6年生から導入したりできます。また、特定教科の時数を縮小し、体験学習や地域学の時間を創出することも可能です。

県内の事例として大豊学園を紹介します。大豊学園は前期課程5年・後期課程4年制を採用し、6年生から中学校の授業を取り入れています。また、中学校の専科教員が前期課程の授業を担当する「乗り入れ指導」を行い、教育の質の向上と教員の働き方改革につなげています。カリキュラム面では英語教育に力を入れ、9年生での海外研修を目標に、前期課程から体系的な学習を行っています。その他、生活科を「地域学」として、大豊町の産業や歴史を学ぶ事業を実施しているのが主な事例になります。先日新聞に載っていましたが、大豊学園の9年生が、高知港に来るクルーズ船の外国人客を相手に、自分たちの大豊町の魅力を英語で説明する、という実践学習をやっていました。もう一つ、地域学の一環として、地元の特産品である山椒の収穫を、提携している大手企業と一緒に学習していました。このようなことを学び、9年生でオーストラリアに行った時に、「私たちの町はこういう町で、こういうものを特産としてこういうことをやっています」と、英語で話せるようなスキルを身につけさせていくのが、大豊学園の事例としてやられているそうです。

一方、義務教育学校のデメリットとして、一点目は、独自の学年区分のため、転入・転出生の対応が難しくなる点です。6・3制を設けていませんので、学習進度に違いが出てきます。なので、一般的に転入生が戸惑うことが多いというのは全国的な事例です。併せて、転出生も同じ状況が見られるそうです。

二点目は、法令上1校となるため、同規模の小学校・中学校を合わせた場合に比べて、校長、養護教諭、事務職員が各1名となり、教職員数が少なくなる傾向にあります。

三点目は、配置される教員は原則として小中両方の免許が必要となるため、教員確保が難しく、人事異動が固定化される恐れがあります。

次に、小中一貫校のメリットです。法令上は１つの校舎の中で小学校と中学校がそれぞれ存在するため、町の学校設置条例などの変更は不要です。教育課程も他校と同様の６・３制なので、転入生が戸惑うことが少なく、教員もどちらか一方の免許で配置可能です。特に施設一体型の場合、一つの建物内に小中学校があるため、中１ギャップの解消や９年間を通した活動も一定程度可能となります。

デメリットとしては、義務教育学校のような柔軟なカリキュラム編成は原則として認められていません。また、学校が二つ存在するため、教職員間の意思疎通が難しくなる傾向があります。ただ、高知県は教職員数の少なさが非常に問題視されており、施設一体型の小中一貫校であっても、高知県では校長先生１名、教頭先生２名配置が主になります。そのあたりは義務教育学校とそんなに変わらないかなといった部分があります。

あと、町側のお金の面になりますが、施設整備をする場合、交付金の対象となりません。義務教育学校は、小学校と中学校の統合にあたるため、交付金の対象となります。ただ、小中一貫校は小学校・中学校がそれぞれ残りますので、交付金の対象とならないケースが多いです。施設を新築・改修する場合、この部分が非常にネックになってきます。

しかし、「教育課程特例校制度」の認定を受ければ、小中一貫校でも義務教育学校のような柔軟なカリキュラム編成が可能となり、このデメリットは解消できます。県内では、高知市の第四小学校と南国市の２校が、過去に認定を受けていた事例がございます。

担当レベルでの考察ですが、中１ギャップの解消はどちらの形態でも、特に施設一体型であれば可能です。柔軟なカリキュラム編成も、小中一貫校で特例校制度を活用すれば可能であり、両者に大きな差はないと考えます。また、教職員間

の連携、小中の乗り入れ指導の実施については、小中一貫校においても、県内では校長先生が1名しか配置されませんので、施設運営上は、一人の校長のもとで小学校と中学校が運営されることになります。そのため、ある程度の連携は可能で、学校の方針や教育委員会の方針として「乗り入れ指導を行ってください」とすれば、小学校段階でも中学校の専科教員が授業を行うことが可能になる、ということはできるかなと思っております。

義務教育学校や小中一貫校は、設置・運営自体が目的ではなく、地域の教育課題を達成するための選択肢の一つです。今、この話をしたのは、十和中学校・大正中学校の統合校舎新設や、窪川地域での小中学校の施設一体化も選択肢となる中で、これらの制度が今後検討すべき喫緊の課題として迫られているためです。以上です。

総務課長　ただいまの説明について、ご意見をお願いいたします。

川上教育長　補足ですが、6月議会でも質問を受け、10月には県外視察も予定されています。十和小中の建て替えのタイミングでどうするのかという議論もあり、この考え方を深める必要があります。今後の進め方としては、地元の理解を得ながら慎重に進めていくことになりますので、保護者や地域住民の皆様にも働きかけをしていくことになるかと思います。

メリット、デメリットはそれぞれありますが、大事なのは、どのような理念で、どのような教育を行うかを決めることです。そして、それを実現できるかは校長次第という側面も大きいと聞いています。

町長　小中一貫教育については以前から議論してきましたが、十和小中学校の一体的な新築校舎ができることを踏まえ、どのような形態が良いか、選択肢を検討すべき時期に来ています。第一に、誰のためか。それは生徒のため、そして地域のためです。そう考えた時、独自の教育カリキュラムを誰が作り、誰が指導するのか。その人材が確保できるのかも課題です。国からの担保はありません。県内では義務教育学校を導入した例もありますし、梼原町などはまだ導入しないと。

こうした状況を鑑みると、一足飛びに義務教育学校へ移行するのは難しいと思います。教員人事の中で小中両方の免許を持つ教員が確保できるのか、カリキュラムを誰が担うのか、その基盤がまだできていません。せっかくの十和小中学校の校舎ができるのですから、まずは小中一貫校的なところを目指すのが現実的ではないかと、以前から考えています。

横山委員　以前にもこの会で議題になりましたが、まだ不明な点があります。義務教育学校の教員免許について、「当分の間は」片方の免許でも良いという猶予措置がありますが、この「当分の間」の期限は国から示されているのでしょうか。

（示されていないとの回答を受け）

私も町長がおっしゃるように、義務教育学校にはハードルがいくつもあるように思います。特に懸念しているのは、十和中学校が中高一貫校である点です。義務教育学校になるとこの枠組みを崩すことになり、入試制度も変わります。四万十高校との関わりもある中で、まずは義務教育学校から検討するのは難しいのではないでしょうか。やはり小中一貫校から検討し、最も大事なビジョンを固めていくのが良いのではないかと、現段階では思います。

町長　連携型中高一貫校の枠組みがあるので、議論が必要です。もし導入するならば、四万十高校まで含めた教育課程を考えなければ、中途半端に終わってしまいます。

横山委員　小中一貫校であれば可能かなと思います。

横山係長　十和地域の保護者層がどう考えているかですが、私が聞く限りでは、小中一貫校か義務教育学校か、枠組み自体に強いこだわりはないようです。ただ、義務教育学校の特色である柔軟なカリキュラム編成には、関心のある保護者が少なからずいます。この点は、小中一貫校でも特例校制度を設ければ可能になるので、その方向で事務局や学校がビジョンを定め、保護者に説明していくのは一つの方法かと思います。町の財政面を考えると、新築にあたり交付金が充当されるという点は魅力ですが、それも含めて総合的にビジョンを考えていくことが必要です。

総務課長　　この件も今後状況を見ながら検討していきたいと思います。それでは、最後の議題「就学等支援プロジェクトについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

教育対策監　　学校教育課の浜口です。就学等支援プロジェクトについてご説明します。

このプロジェクトは、昨年度の就学準備プロジェクトから、就学前後の学びや支援全体を見据える形へと進化しました。プロジェクトの理念は、義務教育の出口である中学校卒業、15歳の自立を見据え、子どもたちが未来の社会へ踏み出せるよう、幼児期からの学びの土台を作ることです。激動の社会を生き抜くために、単なる知識の習得だけでなく、主体的に学び続ける意欲とその学び方を、幼児期から一貫して育む必要があります。

そのために、現場の先生方の経験則だけに頼るのではなく、データという客観的な視点を取り入れ、保育から小学校、そして中学校卒業までを貫く切れ目ない支援を構築します。年間を通じて調査、協議、実践、継承が連動するサイクルを確立し、一過性の行事に終わらせません。具体的には、5月のスクリーニング検査、7月のカンファレンス、秋の小学校調査による追跡と効果検証、そして2回目のカンファレンス、最後に次年度への引き継ぎのためのエピソードシート作成という流れで、2年間にわたる連続的な学びへつなげます。

引き継ぎは、単なる申し送りではなく、保育所でのその子の強みや、効果的な支援方法などを伝え、入学後すぐに役立つヒントとなることを目指します。

小学校調査では、一人一人に適した指導を行うため、語彙力や漢字、算数、読解といった基礎学力やつまずきの把握はもちろん、学習意欲や不安といった心理面、さらには保護者アンケートやデジタル利用状況を含む生活実態など、指導の背景となる要因まで総合的に可視化し、学力調査とも連携させます。このような客観的データに基づき、支援が必要な学

級を見定め、個別指導計画に基づく目的を持った支援へと転換していきたいと考えています。

今年度のスクリーニング検査は各保育所で実施し、検査後には保育所、小学校、言語聴覚士、スクールソーシャルワーカー、教育委員会がそれぞれの立場から気づきを共有しました。

カンファレンスは5つのステップで運用していきます。まず、現場である保育所が課題整理をして、教育委員会が全体調整をし、研究班による助言をいただき、小学校の特別支援教育コーディネーターがカンファレンスを進行し、最終的に実効性のある計画へとつなげていけるようにします。

8月26日には町内の全教職員を対象とした研修を実施し、客観的データを活用した中学校への接続強化などについて具体的な協議を深めます。データを現場の支援に生かすという目先の視点と、子どもたちの将来を見据える長期的な視点の両方を持って進めていきたいと考えています。

今年度の小学校調査の実施スケジュールの案としましては、秋の調査日程として、9月1日の校長会の説明を皮切りに、9月14日から10月14日までを小学校での実施期間と設定しています。10月15日には調査全体を回収し、教育委員会において内容の確認を行った後、また研究班の方で分析をしていただいて、というサイクルを回していきたいと思っています。簡潔ではありましたが、データと現場の先生方のアイデアを掛け合わせて、子供たちが安心できる環境を町全体で進めていきたいと思っています。以上です。

総務課長　事務局からご説明いただきました。この就学支援プロジェクトについて、ご意見をお願いします。

町長　研究チームとも連携し、2年目に入りましたね。分析結果を保育所、特に小学校にフィードバックし、内容について議論していただくということで。26日の研修では研究班の方にも対面で来ていただけるとのことで、大変良いと思います。

町長　　ぜひ、四万十町モデルの確立に向けて頑張っていただきたいと思います。昨年度の小学校調査の結果は、全教職員に共有されたのでしょうか。

教育対策監　　その結果については、学力調査との連携で分析に時間がかかり、8月に報告する予定です。

川上教育長　　このプロジェクトの究極の目標は、中学校卒業時に、生徒が自分で望む進路を判断して進めるようにすることです。授業中に先生の言っていることが何も分からないという子をなくしたい。せめてそこを目指したいと考えています。

横山委員　　アドバイザーの先生方は、任期が3年なので、今年も同じ先生方が担当されるのですね。

川上教育長　　はい、研究班の先生方です。本日の内容を議題にします。

町長　　8月26日の研修には研究班の先生方も来てくださるということで、委員の皆様もご都合がつけばぜひご参加ください。

総務課長　　それでは、本日の議題は以上です。他に何かございますか。

（特になし）

それでは閉会に移らせていただきます。

川上教育長　　本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。町長には、現在の教育委員会が抱える課題の一部をお聞きいただきました。本日の会で結論を出すのではなく、こうした課題があることを共有させていただき、特に予算を伴う大きな話については、今後の政策ヒアリングなどを通じて具体的に協議を進めさせていただければと思います。

来年度、令和9年度の教育行政方針については、町長のご意見も伺いながら定めたいと考えておりますので、年明けの1月か2月頃に再度、総合教育会議を開き、そこで方針を決められたらと思います。また町長部局と相談しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

町長　　本日はありがとうございました。議題1から5まで、まずは情報共有が主だったと思います。冒頭にも申し上げましたが、今後の教育環境をさらに充実させるためには、さらに議論を深めていかなければならない時期に来ています。教育委

員の皆様を中心に、教育委員会と町長部局も協力し、より良い方向へ繋げていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

総務課長　　ありがとうございました。では、以上で終了いたします。

会議録署名人

町　長　山脇光章

教育長　川上武史